

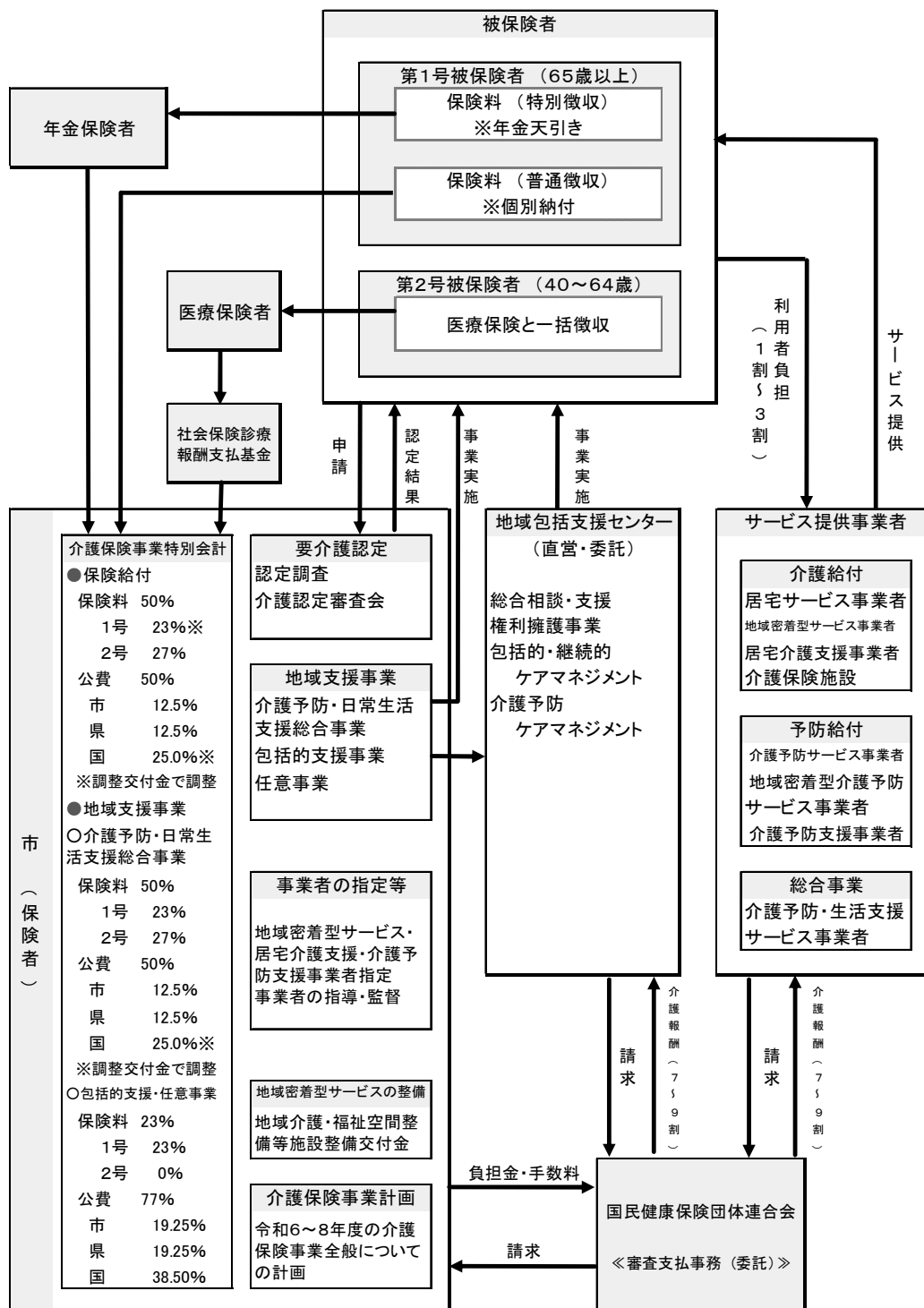
第5 介護 保 険

1 介護保険制度の目的としくみ

介護保険は、介護を要する状態になっても、できる限り、自宅で自立した日常生活を営めるように、必要な介護サービスが総合的・一体的に提供される制度である。介護の問題は、誰にでも起こり得る切実なことであり、自己責任の原則と社会連帯の精神にもとづき、40歳以上の全国民で公平に制度を支えている。

介護サービスを利用するためには介護認定を受け、利用の際には費用の一部（1割から3割）を負担するしくみとなっている。

費用負担のしくみ （令和6年度～令和8年度）



2 被保険者と要介護認定

1 被保険者数

介護保険の被保険者（加入する人）は、40歳以上の人

（単位：人）

区 分 \ 年 度	令和5年度 4月1日現在	令和6年度 4月1日現在	令和7年度 4月1日現在
総 人 口	248,368	247,121	245,514
40歳以上	157,512 (63.4%)	157,561 (63.8%)	157,546 (64.2%)
40歳以上65歳未満 (第2号被保険者)	86,336 (34.8%)	86,148 (34.9%)	86,008 (35.0%)
65歳以上 (第1号被保険者)	71,176 (28.7%)	71,413 (28.9%)	71,538 (29.1%)

2 要介護認定

(1) 介護認定審査会

介護保険法第14条に基づき、要介護認定・要支援認定の審査判定業務を行うため、市の附属機関として設置

(2) 審査会委員数及び任期

医療関係60名、福祉関係34名、保健関係20名の計114名

任期は3年（令和5年4月1日～令和8年3月31日）

(3) 介護認定審査の実施状況

申請状況

（単位：件）

区 分 \ 年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新 規	2,802	2,973	3,022
更 新	4,706	3,527	3,748
変 更	1,395	1,529	1,729
計	8,903	8,029	8,499

※ 「更新」は、認定の有効期間を継続するために行う更新の申請
「変更」は、身体等の状況変化により有効期間の途中で行う申請

審査判定状況

(単位：件)

区 分 \ 年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
非 該 当	83	74	94
要支援 1	788	806	893
要支援 2	1,268	1,245	1,313
要介護 1	1,651	1,675	1,612
要介護 2	1,415	1,299	1,317
要介護 3	1,087	916	945
要介護 4	1,201	1,090	1,193
要介護 5	931	841	826
計	8,424	7,946	8,193
審査会回数	227 回	216 回	214 回

要介護認定状況 <各年度 3 月末日現在>

(単位：人)

区 分 \ 年 度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
要支援 1	1,054	1,156	1,263
要支援 2	1,867	1,924	2,025
要介護 1	2,361	2,478	2,494
要介護 2	2,029	2,057	2,016
要介護 3	1,450	1,420	1,432
要介護 4	1,477	1,516	1,526
要介護 5	981	950	933
計	11,219	11,501	11,689

3 保険給付

1 介護サービスの利用

(1) サービスの利用実績

※各サービスには介護予防分含む。

種別	サービスの種類	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		件数	利用実績 (日数・回数)	件数	利用実績 (日数・回数)	件数	利用実績 (日数・回数)
居宅サービス	訪問介護	17,127	278,044	17,403	292,141	18,128	309,834
	訪問入浴介護	1,945	10,284	1,900	10,084	1,791	9,260
	訪問看護	8,944	46,707	9,572	52,080	10,780	57,594
	訪問リハビリテーション	1,331	7,475	1,577	8,098	1,615	7,973
	通所介護	30,393	347,195	30,929	358,394	31,094	360,154
	通所リハビリテーション	10,343	85,553	10,248	85,620	9,804	86,528
	福祉用具貸与	61,686	1,807,692	62,592	1,841,244	64,370	1,888,026
	短期入所生活介護	8,629	72,147	9,148	73,397	8,864	67,511
	短期入所療養介護（介護老人保健施設）	574	2,736	467	2,437	267	1,371
	短期入所療養介護（介護療養型医療施設）	0	0	0	0	0	0
	居宅療養管理指導	31,798	60,544	36,083	72,400	40,393	82,525
	特定施設入居者生活介護	6,053	178,687	6,292	197,172	6,545	191,573
	居宅介護（介護予防）支援	77,491		78,756		80,065	
	福祉用具購入費	739		710		814	
	住宅改修費	783		903		904	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	9,203	92,518	9,420	96,949	10,011	94,876
	認知症対応型通所介護	1,265	16,639	1,382	18,624	1,420	17,803
	小規模多機能型居宅介護	4,001	86,407	3,791	82,797	3,900	80,936
	認知症対応型共同生活介護	3,635	107,367	3,765	112,529	3,983	120,613
	地域密着型特定施設入居者生活介護	571	17,634	581	17,078	588	17,488
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2,703	80,849	2,720	86,276	2,722	80,474
	看護小規模多機能型居宅介護	1,343	31,035	1,236	28,010	1,334	29,523
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	348	10,178	348	10,025	381	11,237
施設サービス	介護老人福祉施設	9,792	289,424	9,909	296,214	9,771	289,389
	介護老人保健施設	7,090	204,511	7,087	205,003	7,187	210,726
	介護療養型医療施設	6	141	1	28	0	0
	介護医療院	848	25,375	917	26,583	1,025	29,942

※ 施設サービスは特定診療費等分を除く。

(2) サービスの内容

種別	サービスの種類	内 容
居 宅 サ ー ビ ス	訪 問 介 護	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス。
	訪 問 入 浴 介 護 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護	寝たきりの高齢者などの家庭を、入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行うサービス。
	訪 問 看 護 介 護 予 防 訪 問 看 護	訪問看護ステーションなどの看護師、保健師などが家庭を訪問して、主治医と連絡をとりながら病状を観察したり、床ずれの手当てなどを行うサービス。
	訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 介 護 予 防 訪 問 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	理学療法士や作業療法士などが家庭を訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービス。
	通 所 介 護	デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 介 護 予 防 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン	医療施設や介護老人保健施設などに通い、理学療法士などによる生活機能の維持向上のためのリハビリテーションを受けるサービス。
	福 祉 用 具 貸 与 介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	車いすや特殊寝台など日常生活の自立を助ける用具を貸与するサービス。
	短 期 入 所 生 活 介 護 介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護	短期間、介護老人福祉施設などに宿泊しながら、日常生活上の介護や機能訓練などを受けるサービス。
	短 期 入 所 療 養 介 護 介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護	短期間、介護老人保健施設などに宿泊しながら、医療上のケアを含む介護や機能訓練などを受けるサービス。
	居 宅 療 養 管 理 指 導 介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行うサービス。
	特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 介 護 予 防 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護	有料老人ホームなどの施設で、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	居 宅 介 護 支 援 介 護 予 防 支 援	居宅サービスの内容についてサービスを利用する高齢者及び家族と相談し、ケアプランの作成などを行うサービス。
	特 定 福 祉 用 具 販 売 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売	日常生活の自立を助けるために、入浴用いすなどを購入した際の費用を支給。支給限度額 1年度 10 万円
地 域 密 着 型 サ ー ビ ス	夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 ※富士市では、当該サービスは、 行われていない。	夜間において安心して生活が送れるよう、夜間の定期的な巡回または随時の通報により、訪問介護員などが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助などの日常生活上の世話や、緊急時の対応などを行うサービス。
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら提供するサービス。
	地 域 密 着 型 通 所 介 護	利用定員 19 人未満の小規模なデイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	認 知 症 対 応 型 通 所 介 護 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 通 所 介 護	認知症の高齢者が、デイサービスセンターに通い、食事や入浴の提供、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス。
	小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護 介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護	「通い」を中心に、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供するサービス。
	認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護	認知症の高齢者が少人数で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄などの日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	入居定員 29 人以下の介護専用型特定施設に入居している要介護者が受ける入浴・排せつ・食事等の介護、洗濯、掃除等の家事、生活に関する相談と助言その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などのサービス。

【第5 介護保険】

種別	サービスの種類	内 容
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模特別養護老人ホーム（定員29人以下）に入所する要介護者が受ける入浴・排泄・食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などのサービス。
	看護小規模多機能型居宅介護	訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせた一体型のサービス。
施設サービス	介護老人福祉施設	食事や排泄などで常に介護が必要で、自宅での介護が困難な高齢者が入所し、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けるサービス。
	介護老人保健施設	病状が安定し、治療よりは看護や介護に重点を置いたケアが必要な高齢者が入所し、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練などを受けるサービス。
	介護医療院	主に長期の療養を必要とする高齢者が入所し、療養上の管理、看護、医学的な管理のもとにおける介護や機能訓練、日常生活の支援を受けるサービス。

(3) 介護保険サービス提供事業所数（市内）

区 分		令和6年4月	令和7年4月	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民間企業	NPO法人	その他※1
居宅介護支援事業所		67	64	13	1	8	39	1	2
居宅サービス	訪問介護	46	45	3	1	1	36	2	2
	訪問入浴	2	2				2		
	訪問看護※2	26	25			6	16		3
	訪問リハビリテーション※2	4	4	1		3			
	通所介護	54	53	15	1	4	33		
	通所リハビリテーション※2	10	10	1		7			2
	短期入所生活介護	20	19	17		1	1		
	短期入所療養介護※2	6	5	1		3			1
	特定施設入居者生活介護	10	11	2		2	7		
地域密着型サービス	福祉用具貸与	14	14				14		
	地域密着型通所介護	37	36	2			32	2	
	認知症対応型通所介護	10	10	7			3		
	小規模多機能型居宅介護	20	19	5		4	4	6	
	認知症対応型共同生活介護	31	31	4		7	12	6	2
	地域密着型特定施設入居者生活介護	2	2	2					
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9	9	9					
	看護小規模多機能型居宅介護	5	6	1		2	3		
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1				1		
施設サービス	介護老人福祉施設	11	11	11					
	介護老人保健施設	6	6	1		4			1
	介護医療院	1	1			1			
計		392	384	95	3	53	203	17	13

※1 「その他」は、市、一般財団法人、公益社団法人等。 ※2 サービス提供実績のある医療法人等。

（注）介護予防事業所数は計上していない。また※2以外は休止事業所を含む。

2 サービス利用料の軽減

介護保険のサービスは、原則として保険対象サービス費用の1割から3割を利用者が負担するが、利用者の負担額が著しく高額となった場合や、市民税非課税世帯等の低所得者の利用者については負担を軽減するため、次のような制度がある。

(1) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスを利用した際に支払う自己負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、その超えた分が申請により払い戻される。

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用件数	31,500 件	32,698 件	33,453 件

(2) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

同じ世帯で、1年間（8月1日～翌年7月31日）に、医療費と介護（介護予防）サービス費の両方の自己負担額が高額となったときには、それぞれの自己負担額を合算し、その額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合には、その超えた分が申請により払い戻される。

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
該 当 者	1,859 人	1,945 人	1,904 人

(3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

市民税非課税世帯等の低所得者で申請により認定を受けた人が、施設サービスや短期入所サービスを利用した場合、その食費・居住費（滞在費）の負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合に、超えた分の額が支給される。

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（認定証交付者数）	1,315 人	1,317 人	1,294 人

(4) 社会福祉法人等利用者負担軽減制度

市民税非課税世帯等の低所得者のうち一定の基準を満たし生計困難と認められた人が、社会福祉法人等の経営する事業所のサービスを利用する際に、利用者負担（1割負担と食費・居住費）の原則1/4を軽減する。

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者（軽減確認証交付者数）	195 人	184 人	207 人

3 介護保険制度の趣旨普及

市政いきいき講座等の開催状況

区分 \ 年度	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)	実施回数 (回)	参加者数 (人)
各団体からの依頼	0	0	0	0	0	0
市政いきいき講座等	0	0	1	61	1	24
介護保険制度説明会	—	—	—	—	—	—
合 計	0	0	1	61	1	24

4 苦情相談等の状況

介護サービス事業者に対する利用者からの苦情

(単位：件)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
説明・情報不足	6	2	4
従業者の態度	7	6	5
サービス量の不足	3	1	0
質の低いサービス	4	2	2
手続方法が不明	0	0	0
権 利 侵 害	4	3	0
被 害 ・ 損 害	0	2	2
料 金 が 高 い	2	1	0
そ の 他	0	0	1
合 計	26	17	14

5 介護保険料

(1) 保険料

① 65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料

第9期介護保険料（令和6年度～令和8年度）は、富士市で必要と見込まれる介護保険サービスに係る費用の総額に、第1号被保険者の負担割合（23％）を掛け、富士市の第1号被保険者数で除した金額が「基準額」となる。その上で、第1号被保険者の負担能力に応じた細かい保険料段階を設定している。また、介護給付費準備基金を取り崩し、保険料の上昇を抑制している。

第9期 保険料	対 象 区 分			保険料率	年額	
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者			基準額 ×0.285	19,836 円	
	本人が市民 税非課税者	世帯員全員 が市民税非 課税者	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円以下の 人			
			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円超120万円以下の 人			
			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が120万円超の 人			
		第2段階	同じ世帯に 市民税課税 者がいる人			本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円以下の 人
第3段階	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円超の 人	基準額		69,600 円		
第4段階 (基準額)	本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計額が80万9千円超の 人	基準額		69,600 円		
第5段階	本人が市民税課税者			基準額 ×1.13	78,648 円	
第6段階				本人の前年の合計所得金額が125万円未満の 人	基準額 ×1.13	78,648 円
第7段階				本人の前年の合計所得金額が125万円以上210万円未満の 人	基準額 ×1.30	90,480 円
第8段階				本人の前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の 人	基準額 ×1.55	107,880 円
第9段階				本人の前年の合計所得金額が320万円以上520万円未満の 人	基準額 ×1.70	118,320 円
第10段階				本人の前年の合計所得金額が520万円以上720万円未満の 人	基準額 ×2.10	146,160 円
第11段階				本人の前年の合計所得金額が720万円以上1,020万円未満の 人	基準額 ×2.25	156,600 円
第12段階				本人の前年の合計所得金額が1,020万円以上1,520万円未満の 人	基準額 ×2.45	170,520 円
第13段階				本人の前年の合計所得金額が1,520万円以上の 人	基準額 ×2.70	187,920 円

※ 合計所得金額…収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額(第1段階から第5段階については、平成30年度税制改正による影響を調整した額)のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、介護保険料の算定には長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額を用います。

② 40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料

【第5 介護保険】

加入している医療保険の保険者が、総報酬割に応じた介護納付金を納付する。

(H29～H30：1/2、H31：3/4、R2～：10/10)

(2) 保険料収納率

65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料収納率

年 度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
現 年 度	特別徴収分	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
	普通徴収分	93.82%	94.95%	96.11%	96.51%
滞 納 繰 越 分		35.32%	35.42%	45.37%	43.63%
合 計		99.01%	99.23%	99.46%	99.55%

6 介護保険運営協議会

介護保険に関する施策の立案、実施及び評価について協議することを目的として介護保険運営協議会を設置。

〔委員数〕 15人（令和6～8年度）

内訳 ・ 被保険者を代表する者 6人
 ・ 介護給付等対象サービスを行う事業者を代表する者 3人
 ・ 被用者保険等保険者を代表する者 1人
 ・ 保健、医療、福祉に関する学識経験を有する者 5人

〔開催数〕 3回

〔協議内容〕 高齢者保健福祉・介護保険事業の実施状況について ほか

7 地域密着型サービス運営協議会

地域密着型サービス事業者の指定、地域密着型サービスの基準及び報酬に関することについて協議することを目的として協議会を設置。

〔委員数〕 10人（令和6～7年度）

内訳 ・ 介護保険の被保険者 2人
 ・ 介護サービス又は介護予防サービスの利用者 1人
 ・ 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者の代表者 2人
 ・ 職能団体等の代表者 4人
 ・ 地域密着型サービスに関し知識経験を有する者 1人

〔開催数〕 6回

〔協議内容〕 地域密着型サービス事業者の指定・指定更新 13件

4 地域支援事業

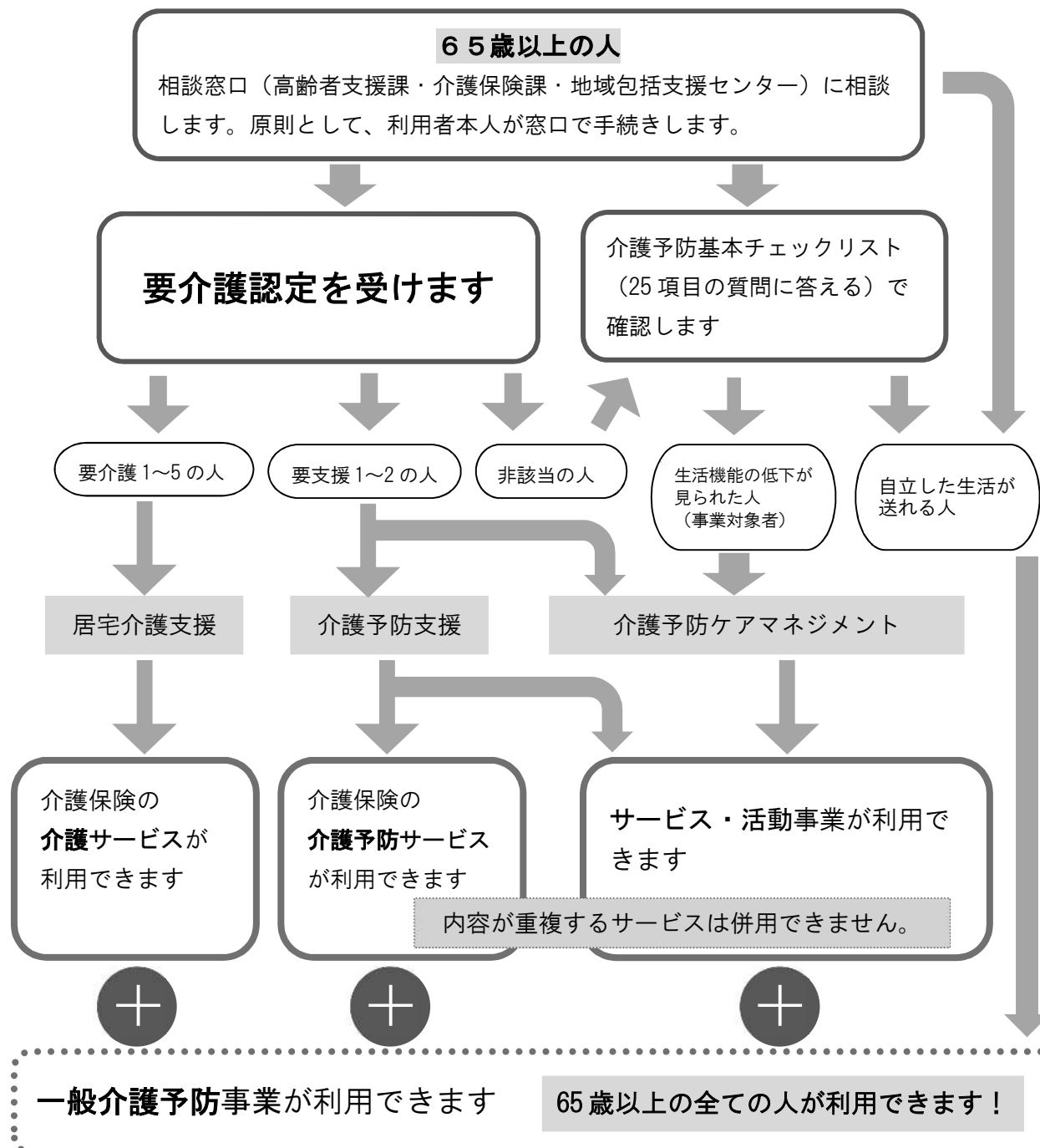
1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 目的としくみ

介護予防・日常生活支援総合事業は、住民主体の多様なサービスや、要支援者などが選択できるサービス・支援を充実し、在宅生活の安心確保を図るものです。また、効果的な介護予防ケアマネジメントと自立支援に向けたサービス展開による要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進を目的としています。

介護予防・日常生活支援総合事業には、「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があります。

総合事業利用までの流れ（平成28年4月1日～）



※事業対象者になったあとや、総合事業のサービスを利用したあとでも、要介護認定の申請をすることができます。

(2) サービス・活動事業

① 対象者

- ・ 65歳以上の要支援認定者若しくは、介護予防基本チェックリスト該当者
- ・ 40～64歳の要支援認定者

認定状況

(単位：人)

区分 \ 年度	令和7年（令和7年4月1日現在）		
	男性	女性	計
事業対象者	195	508	703
要支援 1	406	841	1,247
要支援 2	650	1,353	2,003
計	1,251	2,702	3,953

② 利用実績

サービス種別	サービスの種類		令和6年度	
			件数	利用実績 (日数・回数)
訪問型	介護予防訪問介護相当・健康づくりヘルパー		6,532	42,101
	短期集中型訪問指導 ※	運動	21	87
		口腔	14	54
		栄養	14	54
通所型	介護予防通所介護相当		15,102	90,335
	健康づくりデイサービス ※		2,655	10,528
	健康づくりデイトレーニング ※		854	4,102
ケアマネジメント	ケアマネジメント		11,992	

件数は毎月の利用実人数の年間合計。

R6.3月～R7.2月実績。※は委託によるため R5.4月～R6.3月実績。

③ サービスの内容

種別	サービスの種類	内 容
訪問型サービス	介護予防訪問介護相当	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス
	健康づくりヘルパー（訪問型サービスA）	ホームヘルパーなどが家庭を訪問し、炊事、掃除、洗濯など日常生活の手助けを行うサービス
	短期集中型訪問指導	保健師、管理栄養士、歯科衛生士、作業療法士などが自宅を訪問し、運動機能向上、口腔機能向上、栄養の改善等を通じて体力改善や生活改善に向けた指導を行うサービス
通所型サービス	介護予防通所介護相当	デイサービスセンターに通い、食事、入浴の提供や、生活機能の維持向上のための機能訓練などを受けるサービス
	健康づくりデイサービス（通所型サービスA）	デイサービスセンターに通い、生活機能の維持向上のための機能訓練やレクリエーション、趣味活動などを受けるサービス
	健康づくりデイトレーニング（通所型サービスA）	デイサービスセンターやジム等に通い、生活機能の維持向上のための機能訓練や運動器の効果測定などを受けるサービス
介護予防ケアマネジメント		居宅サービスの内容についてサービスを利用する高齢者及び家族と相談し、ケアプランの作成などを行うサービス
介護予防ケアマネジメントA		介護予防訪問・通所介護相当等、介護予防支援と同様様式を使用したケアマネジメント
介護予防ケアマネジメントB		訪問型・通所型サービスAに伴う、緩和されたケアマネジメント
介護予防ケアマネジメントC		食の自立支援サービスのみを利用する際の、初回1回のみのケアマネジメント

④ 介護予防・日常生活支援総合事業サービス提供事業所数（市内）

区 分		令和7年3月	社会福祉法人	社会福祉協議会	医療法人	民間企業	NPO	その他※
訪問型	介護予防訪問介護相当	39	3	1	1	30	2	2
	健康づくりヘルパー	12	2	1	0	6	1	2
通所型	介護予防通所介護相当	79	18	1	4	54	2	0
	健康づくりデイサービス	18	9	3	2	2	2	0
	健康づくりデイトレーニング	12	0	0	0	12	0	0
介護予防ケアマネジメント		9	8	0	0	0	0	1

※「その他」は、一般財団法人、公益社団法人等

⑤ サービス利用料の軽減

介護予防・日常生活支援総合事業は、原則として対象サービス費用の1割から3割を利用者が負担するが、利用者の負担額が著しく高額となった場合や、市民税非課税世帯等の低所得者の利用者については負担を軽減するため、介護保険サービスと同様に次のような制度がある。

ア 高額介護予防サービス費相当事業

介護保険サービスを利用した際に支払う自己負担額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費から払い戻される。

その調整後の自己負担額の残額と介護予防・日常生活支援総合事業を利用した際に支払う自己負担額を加えた額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額介護予防サービス費相当事業から払い戻される。

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用件数	235 件	260 件	208 件

イ 高額医療合算介護予防サービス費相当事業

同じ世帯で、1年間（8月1日～翌年7月31日）に、医療費と介護（介護予防）サービス費の両方の自己負担額が高額となったときには、それぞれの自己負担額を合算し、その額が所得区分ごとの負担限度額を超えた場合には、その超えた分が申請により高額医療合算介護（介護予防）サービス費から払い戻される。

その調整後の自己負担額の残額と介護予防・日常生活支援総合事業の自己負担額を加えた額が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、その超えた分が申請により高額医療合算介護予防サービス費相当事業から払い戻される。

区分 \ 年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
支給件数	50 件	53 件	62 件

(3) 一般介護予防事業

介護予防普及啓発事業

介護予防教室

事業名	内 容	令和4年度	令和5年度	令和6年度
脳の健康教室	認知症についての正しい知識の習得・脳の活性化を図るためのゲームや脳いきいき体操・作品作り等	教室数	8 教室	8 教室
		回数	80 回	80 回
		実人数	86 人	116 人
		延人数	723 人	1,021 人
		1 教室あたり参加者数	10.8 人	14.5 人
		1 教室あたり参加率	84.1%	88.0%
栄養満点教室	講話と実技、調理実習、低栄養予防、運動、口腔衛生についての知識・技術を得る。	教室数	2 教室	2 教室
		回数	4 回	4 回
		実人数	36 人	19 人
		延人数	57 人	23 人
		1 教室あたり参加者数	18 人	9.5 人
		1 教室あたり参加率	79.2%	60.5%

介護予防教室

事業名	内 容		令和4年度	令和5年度	令和6年度
脳いきいき教室	介護予防の必要性、転倒 予防、口腔機能向上、栄 養改善、認知症予防等に ついての講話と実技 (1教室：1～3回)	教室数	24 教室	21 教室	廃止
		回数	24 回	21 回	
		実人数	375 人	346 人	
		延人数	375 人	346 人	
		1 教室あたり参加者数	15.6 人	16.5 人	
地域包括 支援センター 介護予防教室	地域包括支援センター主 催で、10 人程度を1 教室 として、介護予防教室や 介護予防の普及啓発教室 等を行う。 (1 教室3～4回)	教室数	32 教室	36 教室	29 教室
		回数	105 回	111 回	87 回
		実人数	398 人	471 人	470 人
		延人数	1,029 人	1,123 人	1,099 人
		1 教室あたり参加者数	12.4 人	13.1 人	16.2 人

自主グループによる介護予防教室

事業名	内 容		令和4年度	令和5年度	令和6年度
脳の健康教室 OB会	介護予防サポーター主催 で、脳の健康教室参加後 も引き続き、軽度の体 操・ストレッチ、歌、ゲ ーム、調理実習を行う。 (1教室：概ね月1～2回)	教室	4 教室	3 教室	3 教室
		回数	61 回	58 回	56 回
		実人数	65 人	35 人	30 人
		延人数	886 人	541 人	528 人
		1 教室あたり参加者数	16.3 人	11.7 人	10 人
		サポーター実人数	5 人	4 人	4 人
		サポーター延人数	83 人	48 人	74 人
ご近所さんの 運動教室	介護予防サポーター主催 で、歩いて通える会場で の運動教室 (1教室：概ね月3回)	教室数	70 教室	72 教室	70 教室
		回数	1,642 回	1,753 回	1887 回
		実人数	848 人	810 人	926 人
		延人数	12,944 人	15,196 人	17,530 人
		1 教室あたり参加者数	12.1 人	11.3 人	13.2 人
		サポーター実人数	86 人	91 人	100 人
		サポーター延人数	2,284 人	2,522 人	2,964 人
ご近所さんの 料理教室	介護予防サポーター主催 の料理教室	教室数	2 教室	2 教室	2 教室
		回数	12 回	12 回	13 回
		実人数	7 人	7 人	14 人
		延人数	60 人	84 人	91 人
		1 教室あたり参加者数	3.5 人	3.5 人	7 人
		サポーター実人数	2 人	2 人	2 人
		サポーター延人数	12 人	12 人	12 人

介護予防サポーター養成・現任研修

事業名	内 容		令和4年度	令和5年度	令和6年度
介護予防サポーター養成講座（運動）	介護予防の取り組みを地域に広めたいという意思のある人に対し、必要な知識と技術の習得を図り、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材に育成する。	回 数	4 回	4 回	4 回
		実人数	21 人	20 人	25 人
		延人数	79 人	74 人	90 人
介護予防サポーター現任研修	介護予防サポーター（ご近所の高齢者向け運動指導者）がより実践的な技術を習得し主体的に活動ができるように育成する。	回 数	2 回	2 回	2 回
		実人数	41 人	47 人	53 人
		延人数	52 人	68 人	80 人
介護予防交流会・全体会	介護予防についてより深く理解し、介護予防を目的とした健康づくり・地域づくりを進めていくための指導者同士の交流会。	回 数	1 回	1 回	1 回
		実人数	34 人	31 人	34 人
生活・介護支援サポーター養成講座	市主体で、地域において高齢者の生活支援・介護活動を行うための人材育成をする。	回 数	5 回	5 回	5 回
		実人数	16 人	7 人	5 人
		延人数	80 人	33 人	24 人
生活支援サポーター養成講座	地域主体で、その地域の高齢者の生活支援活動を行うための人材を育成する。	回 数	3 回	6 回	8 回
		実人数	44 人	101 人	71 人
		延人数	44 人	101 人	71 人
生活・介護支援サポーター現任研修	生活・介護支援サポーターがより実践的な技術を習得し主体的に活動ができるように育成する。	回 数	3 回	3 回	3 回
		実人数	27 人	25 人	20 人
		延人数	36 人	40 人	31 人
介護予防サポーター養成講座（料理）	栄養改善を通じて、介護予防の取り組みを地域に広めたいという意思のある人に対し必要な知識と技術の習得を図り、介護予防事業等のボランティアとして活動できる人材に育成する。	回 数	4 回	4 回	4 回
		実人数	9 人	6 人	9 人
		延人数	28 人	23 人	34 人

介護予防に関する健康教育等

事業名	内 容		令和4年度	令和5年度	令和6年度
健康まつり参加	フレイル予防（イレブンチェック、内転筋測定、血流測定他）	回 数	中止	廃止	
		実人数			
高齢者学級・健康教育	介護予防についての講話等（市政いきいき講座・出前講座）	回 数	171 回	145 回	135 回
		実人数	1,707 人	2,096 人	2,023 人
健康づくりヘルパー事業従事者養成研修	事業対象者への生活支援及び自立生活支援のための見守りの援助を実施するヘルパー養成のための研修	回 数	4 回	4 回	廃止
		実人数	5 人	6 人	
健康づくりデイサービス・生きがいデイサービス従事者研修	健康づくりデイサービス従事者が参加者に質の高いサービスを提供し、介護予防をより効果的に実施できるようにする。	回 数	3 回	3 回	3 回
		実人数	29 人	26 人	22 人
健康づくりデイトレーニング従事者研修	健康づくりデイトレーニング従事予定者が参加者に質の高いサービスを提供し、介護予防をより効果的に実施できるようにする。	回 数		3 回	3 回
		実人数		25 人	19 人

2 包括的支援事業（地域包括支援センター事業）

地域住民の保健医療の向上と福祉の推進を包括的に支援することを目的に設置。

- ・ 総合相談・支援やその他の必要なサービスとの連携
- ・ 介護予防ケアマネジメントの実施
- ・ 包括的、継続的ケアマネジメントの実施
- ・ 高齢者虐待防止のための相談や権利擁護

(1) 総合相談支援業務

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を継続していくことができるよう、地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を行うことを目的とする。

① 地域包括支援センターにおける相談

- ※ 令和4年度までは、1 ケースあたり複数回対応した場合に、対応回数を実績とし、同ケースで相談内容が同様の場合でも、相談回数を分けて実績とすることとした。
- ※ 令和5年度からは、1 ケースあたり複数回対応した場合に、相談内容が異なる場合は、相談内容に応じて相談回数を分けて実績とすることとし、相談内容が前回と同様の場合は、相談回数に含めないこととした。
- ※ 令和3年度から見守り訪問回数に継続訪問回数を加えて集計することとしたため、令和元年度、令和2年度の実績も同様に修正した。

相談方法

(単位：人)

センター 相談方法	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
来所	419	455	507	210	180	232	212	172	233	289	365	340
電話	1,319	1,754	1,970	1,391	1,250	1,788	1,085	862	1,495	633	699	701
移動出張 相談	0	0	0	172	132	165	0	0	0	10	3	4
SNS等	6	12	0	3	10	23	4	3	18	7	5	11
見守り訪問・継続訪問	199	242	198	383	287	274	337	248	401	1,093	1,120	1,122
訪問指導	188	273	270	241	234	393	395	248	449	440	519	539
合計	2,131	2,736	2,945	2,400	2,093	2,875	2,033	1,533	2,596	2,472	2,711	2,717

センター 相談方法	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
来所	322	394	456	234	187	201	323	368	215	400	347	353
電話	1595	2,310	2,454	1,725	1,537	1,866	2,744	4,396	1,222	2,484	2,880	2,718
移動出張 相談	25	22	14	7	3	1	0	2	3	2	15	27
SNS等	3	9	4	44	3	0	25	54	6	6	1	1
見守り訪問・継続訪問	1490	1,442	1,335	546	806	424	1,240	1,170	1,042	1,436	1,561	1,617
訪問指導	618	484	519	321	450	129	730	835	443	980	1,060	1,170
合計	4,053	4,661	4,782	2,877	2,986	2,621	5,062	6,825	2,931	5,308	5,864	5,886

センター 相談方法	富士川			合計		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
来所	232	282	109	2,641	2,750	2,646
電話	887	1,934	274	13,863	17,622	14,488
移動出張 相談	27	6	4	243	183	218
SNS等	3	22	0	101	119	63
見守り訪問・継続訪問	214	593	604	6,938	7,469	7,017
訪問指導	222	8	7	4,135	4,111	3,919
合計	1,585	2,845	998	27,921	32,254	28,351

相談者

(単位：人)

相談者 センター	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
本人	315	457	456	547	459	805	214	142	286	308	363	385
家族・親族	421	511	525	633	613	810	722	539	860	588	740	755
知人・友人	36	47	62	34	25	34	28	10	30	28	35	39
民生・児童委員	7	14	24	70	82	79	84	62	114	61	60	34
医療機関	124	93	104	201	178	212	190	146	234	137	127	149
行政機関	83	69	76	65	54	77	96	105	129	52	48	77
介護支援専門員	36	86	56	315	249	344	216	168	354	114	149	101
介護保険サービス事業所	65	94	92	94	78	192	87	55	104	54	39	37
高齢者地域支援窓口	14	2	0	1	0	2	19	6	6	6	4	1
警察	42	40	52	7	8	3	6	6	4	4	2	5
関係委員	867	1,068	1,292	39	53	34	29	43	56	20	20	9
障害福祉関係機関	1	13	8	11	7	9	5	3	18	7	4	3
合計	2,011	2,494	2,747	2,017	1,806	2,601	1,696	1,285	2,195	1,379	1,591	1,595

相談者 センター	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
本人	761	760	745	447	268	229	968	1,443	574	735	689	1,121
家族・親族	706	914	1,046	617	1,057	883	1,265	1,541	605	997	1,130	1,103
知人・友人	13	8	14	46	22	25	72	103	44	79	81	23
民生・児童委員	76	61	62	84	54	55	88	158	79	176	210	190
医療機関	170	199	226	230	202	208	406	521	175	267	403	277
行政機関	166	130	154	246	66	102	291	437	83	261	466	336
介護支援専門員	455	746	810	359	300	404	546	959	161	864	708	775
介護保険サービス事業所	112	300	282	93	22	56	99	252	64	132	200	152
高齢者地域支援窓口	2	5	10	6	1	3	36	20	11	7	11	1
警察	10	6	14	14	5	5	27	22	24	7	29	21
関係委員	89	75	68	186	181	225	90	172	61	297	320	264
障害福祉関係機関	9	15	16	3	2	2	20	27	8	50	56	6
合計	2,569	3,219	3,447	2,331	2,180	2,197	3,908	5,655	1,889	3,872	4,303	4,269

相談者 センター	富士川			合計		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
本人	248	202	31	4,543	4,783	4,632
家族・親族	642	767	167	6,591	7,812	6,754
知人・友人	24	88	17	360	419	288
民生・児童委員	123	137	45	769	838	682
医療機関	125	267	64	1,850	2,136	1,649
行政機関	47	190	16	1,307	1,565	1,050
介護支援専門員	136	421	25	3,041	3,786	3,030
介護保険サービス事業所	34	113	23	770	1,153	1,002
高齢者地域支援窓口	1	4	2	92	53	36
警察	11	4	2	128	122	130
関係委員	34	59	1	1,651	1,991	2,010
障害福祉関係機関	5	0	1	111	127	71
合計	1,430	2,252	394	21,213	24,785	21,334

※ 相談方法別の件数より相談者・相談内容の実績数が下回るのは、相談件数に継続訪問実績も含めることとしたため。(相談者1に対し、継続訪問は数回行われる)

【第5 介護保険】

相談内容

※ 令和3年度より、相談内容の中に「苦情に関すること」を含めることとした。(単位：人)

センター 相談内容	高齢者			東部			吉原中部			北部		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
介護相談（介護方法等）	143	145	147	7	0	34	285	281	409	266	255	363
介護予防事業について	135	97	132	63	35	235	47	18	68	79	103	73
介護保険について	169	324	222	1,329	1,153	1,780	902	733	1,240	467	515	464
生活全般に関すること	1,088	1,175	1,646	393	415	467	604	430	915	373	446	337
保健・医療相談	109	127	115	705	668	855	187	120	272	165	171	128
福祉サービスについて	12	71	36	61	52	75	48	91	123	55	115	173
権利擁護・消費者被害の相談	48	90	109	31	32	34	37	16	18	19	22	8
虐待相談	156	241	198	60	51	31	42	16	18	42	31	40
認知症	155	292	232	128	152	202	119	66	144	129	137	75
苦情に関すること	23	50	16	8	7	1	1	9	26	10	10	6
その他	23	34	36	28	37	40	97	40	87	20	13	139
合計	2,061	2,646	2,889	2,813	2,602	3,754	2,369	1,820	3,320	1,625	1,818	1,806

センター 相談内容	鷹岡			吉原西部			富士北部			富士南部		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
介護相談（介護方法等）	435	561	570	161	160	135	370	432	165	267	241	252
介護予防事業について	193	200	186	187	69	142	290	175	105	255	241	398
介護保険について	951	1,261	1,552	792	1,061	1,285	1,759	2,666	807	1,608	1,685	1,714
生活全般に関すること	596	678	741	534	456	219	1,133	1,634	566	891	1,081	1,096
保健・医療相談	297	201	98	163	125	45	695	1,256	369	436	602	338
福祉サービスについて	150	108	93	48	31	38	97	319	55	180	178	101
権利擁護・消費者被害の相談	16	7	3	37	12	14	57	62	15	32	58	19
虐待相談	43	47	80	53	23	17	96	204	16	67	96	115
認知症	33	61	40	113	165	68	531	741	294	183	262	119
苦情に関すること	3	5	4	6	1	1	2	8	4	1	3	2
その他	121	202	182	365	136	346	328	292	63	951	965	872
合計	2,838	3,331	3,549	2,459	2,239	2,310	5,358	7,789	2,459	4,871	5,412	5,026

センター 相談内容	富士川			合計		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6
介護相談（介護方法等）	83	156	45	2,017	2,231	2,120
介護予防事業について	19	116	30	1,268	1,054	1,369
介護保険について	668	1,409	242	8,645	10,807	9,306
生活全般に関すること	267	643	103	5,879	6,958	6,090
保健・医療相談	90	105	12	2,847	3,375	2,232
福祉サービスについて	107	156	27	758	1,121	721
権利擁護・消費者被害の相談	4	64	4	281	363	224
虐待相談	8	120	10	567	829	525
認知症	117	369	67	1,508	2,245	1,241
苦情に関すること	4	18	1	58	111	61
その他	113	84	22	2,046	1,803	1,787
合計	1,480	3,240	563	25,874	30,897	25,676

② 高齢者地域支援窓口事業

地域包括支援センターが持つ機能のうち、総合相談機能の一部を地域に展開し、在宅の要援護となるおそれのある高齢者等に対する相談、その他必要な援助を行うことにより、要援護高齢者又は要援護となるおそれのある高齢者等が、住み慣れた地域で安心して、自立した生活を継続できるよう支援することを目的とする。市内の在宅介護支援センター等に委託。

<事業内容>

ア 地域ネットワークづくり

イ 地域での継続的な見守りが必要な高齢者の実態把握

ウ 相談窓口の設置

- ・ 各地区まちづくりセンター等高齢者が利用しやすい場所を活用して移動相談窓口の設置
- ・ 移動相談窓口設置以外は受託事業所に窓口を設置

エ 総合相談

高齢者地域支援窓口事業実績 窓口別内訳

区分		在宅介護支援センター 岩本園			ヒューマンライフ富士 在宅介護支援センター			在宅介護支援センター ききょう			鑑石園 高齢者地域支援窓口		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1
地区民児協参加	滞在型 (回)	10	12	12	11	7	6	5	0	0	0	11	12
	冒頭型 (回)	13	11	13	2	0	0	3	6	10	12	0	0
	計	23	23	25	13	7	6	8	6	10	12	11	12
出前講座の実施	1回目 (回)	5	9	6	1	4	2	1	0	0	7	4	2
	2回目以降 (回)	27	41	52	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	32	50	58	1	4	2	1	0	0	7	4	2
移動相談の実施 (回)		48	46	48	24	24	24	30	35	36	51	32	29
関係団体への会議等への参加 (回)		9	2	0	10	12	16	0	0	10	19	13	9
ネットワーク作りの活動 (回)		31	35	35	22	18	12	0	0	11	108	78	90
実態把握件数 (件)		14	12	9	4	1	3	4	6	7	3	1	1
見守り継続支援件数 (件)		18	6	13	6	2	1	8	3	9	3	0	1

区分		在宅介護支援センター かじま			ヴィラージュ富士 高齢者地域支援窓口			アルクそてつ 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター はまかぜ		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
地区民児協参加	滞在型 (回)	0	0	0	11	11	12	3	0	0	0	0	0
	冒頭型 (回)	23	24	23	0	0	0	1	11	12	12	12	11
	計	23	24	23	11	11	12	4	11	12	12	12	11
出前講座の実施	1回目 (回)	1	2	0	1	2	1	1	2	1	2	1	0
	2回目以降 (回)	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	計	1	2	0	1	2	2	1	2	1	2	1	0
移動相談の実施 (回)		25	24	24	0	1	18	16	21	23	3	7	5
関係団体への会議等への参加 (回)		1	4	6	0	1	1	2	8	1	13	12	12
ネットワーク作りの活動 (回)		4	28	28	1	1	0	4	16	6	2	30	42
実態把握件数 (件)		2	6	4	4	4	6	1	0	1	5	3	0
見守り継続支援件数 (件)		1	0	4	8	13	11	0	0	1	0	0	0

【第5 介護保険】

高齢者地域支援窓口 区分		わだの里 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター シャローム富士川			富士市社会福祉協議会 高齢者地域支援窓口			在宅介護支援センター 風の杜		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	1	0	1	2	1	1	5	2	0	0	0
地区民児協参加	滞在型 (回)	5	7	9	10	10	10	0	0	0	6	12	11
	冒頭型 (回)	0	0	0	0	0	0	6	9	11	0	0	1
	計	5	7	9	10	10	10	6	9	11	6	12	12
出前講座の実施	1回目 (回)	1	3	2	2	1	1	3	3	0	1	3	2
	2回目以降 (回)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
	計	1	3	2	2	1	1	3	3	0	1	5	2
移動相談の実施 (回)		21	23	24	24	24	25	11	27	27	12	24	23
関係団体への会議等への参加 (回)		6	9	11	2	0	3	3	1	0	0	0	1
ネットワーク作りの活動 (回)		11	6	5	0	0	1	0	0	1	0	0	11
実態把握件数 (件)		5	6	6	1	1	0	2	4	5	1	2	1
見守り継続支援件数 (件)		14	15	8	1	1	0	3	5	5	0	2	1

高齢者地域支援窓口 区分		てんま 在宅介護支援センター			合計		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6
地域ケア会議等の参加	参加 (回)	0	1	1	4	12	6
地区民児協参加	滞在型 (回)	6	12	12	67	82	84
	冒頭型 (回)	0	0	0	72	73	81
	計	6	12	12	139	155	165
出前講座の実施	1回目 (回)	0	2	0	26	36	17
	2回目以降 (回)	0	0	0	27	43	53
	計	0	2	0	53	79	70
移動相談の実施 (回)		14	45	53	279	333	359
関係団体への会議等への参加 (回)		0	4	2	65	66	72
ネットワーク作りの活動 (回)		5	12	12	188	224	254
実態把握件数 (件)		2	3	3	48	49	46
見守り継続支援件数 (件)		0	7	8	62	54	62

*R3. 10. 1～R4. 3. 31 は 10 箇所+2 箇所 計 12 箇所

R4. 10. 1～R5. 3. 31 は 12 箇所+1 箇所 計 13 箇所

(2) 介護予防ケアマネジメント業務

要介護状態等になることを予防するため、心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、介護予防事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に実施されるよう必要な援助を行うことを目的とする。

ケアプラン作成数

	令和6年度														
	直営					委託					合計				
	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計	介護 予防 支援	介護予防ケア マネジメント			計
		A	B	C			A	B	C			A	B	C	
東 部	131	79	7	0	217	209	57	4	0	270	340	136	11	0	487
吉原中部	57	83	17	1	158	219	114	5	0	338	276	197	22	1	496
北 部	32	33	9	8	82	115	80	5	3	203	147	113	14	11	285
鷹 岡	32	26	11	3	72	164	143	3	0	310	196	169	14	3	382
吉原西部	18	20	5	0	43	156	66	0	0	222	174	86	5	0	265
富士北部	6	33	31	5	75	440	240	5	0	685	446	273	36	5	760
富士南部	1	0	0	1	2	237	136	7	1	381	238	136	7	2	383
富 士 川	11	9	19	2	41	35	40	4	0	79	46	49	23	2	120
高 齢 者	3	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3
計	291	283	99	20	693	1,575	876	33	4	2,488	1,866	1,159	132	24	3,181

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関等の連携、在宅と施設の連携など、地域において、多職種相互の協働等により連携し、個々の高齢者の状況や変化に応じて、包括的かつ継続的に支援していく。また地域における連携や協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行うことを目的とする。

介護支援専門員研修：5講座

(単位：人)

講座名		年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
			回数	実	延	回数	実	延	回数	実	延
1	基 礎 研 修		動画 13項目	84	232	動画 13項目	6	36	5	63	173
2	居 宅 向 け アセスメント力向上研修		6	52	268	5	48	142	3	32	95
3	施 設 向 け アセスメント力向上研修		4	29	89	3	25	67	3	35	94
4	主任介護支援専門員研修		3	77	77	4	75	82	2	26	26
5	全 体 会		1	40	40	2	91	124	2	90	142
他	介護支援専門員連絡 協議会合同研修		1	88	88	1	24	24	2	—	61

※ アセスメント力向上研修は居宅・施設に分け、受講者の介護支援専門と指導者の主任介護支援専門を合わせた合計数として掲載する。

※ 主任介護支援専門員研修には、居宅・施設研修における指導者研修、その他主任介護支援専門員の研修の合計数とする。

地域ケア会議

年 地域包括支援センター	度 種類	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
		回数	人数	職種	回数	人数	職種	回数	人数	職種
東 部	個別	7	53	30	6	52	31	6	34	23
	地域	1	15	3	2	59	14	3	78	13
吉原中部	個別	13	92	63	8	71	34	13	101	54
	地域	3	81	14	4	133	18	2	76	8
北 部	個別	23	144	100	30	166	122	20	126	83
	地域	3	111	24	10	365	80	5	220	55
鷹 岡	個別	17	114	73	13	91	53	13	84	60
	地域	4	174	41	3	137	31	2	93	22
吉原西部	個別	5	30	17	7	45	29	9	67	39
	地域	3	50	17	7	165	49	5	77	33
富士北部	個別	2	10	7	25	166	102	12	76	54
	地域	1	9	5	1	48	8	1	32	4
富士南部	個別	4	35	22	5	36	24	2	12	6
	地域	1	48	10	1	57	5	1	46	10
富 士 川	個別	3	25	12	4	31	19	2	13	9
	地域	1	32	10	2	63	17	2	63	16
高 齢 者	個別	2	38	12	6	144	12	8	160	12
	地域	1	28	8	0	0	0	1	38	14
合 計	個別	76	541	336	104	802	426	85	673	340
	地域	18	548	132	30	1,027	222	22	723	175

※高齢者の個別は自立支援会議 高齢者の地域は地域ケア推進会議

(4) 権利擁護業務

地域の住民、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につなげる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送ることができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のため必要な支援を行うことを目的とする。

① 高齢者虐待防止

(ア) 養護者による虐待への対応状況

地域包括支援センター 相談者		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
相談・通報受理件数		0	0	3	35	27	8	22	13	14	21	20	34	8	15	30
相談者 (重複あり)	介護支援専門員	0	0	1	15	16	9	18	13	13	7	10	21	2	7	19
	近隣・知人	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1
	民生・児童委員	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	本人	0	0	1	0	0	1	0	0	0	2	1	3	1	0	1
	家族・親族	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2	2	1	0	1	1
	虐待者自身	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	行政機関	0	0	0	3	2	0	1	0	1	2	1	0	4	1	3
	警察署	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3	1	3	0	0	1
	その他	0	0	1	15	7	0	1	0	2	5	3	5	1	5	5

※ 高齢者包括への相談・通報は、高齢者包括から委託包括へつなげるため、委託包括が相談・通報受理件数として計上している。

地域包括支援センター 相談者		吉原西部			富士北部			富士南部			富士川			合計		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
相談・通報受理件数		17	22	20	21	19	13	12	14	13	6	9	8	142	139	143
相談者 (重複あり)	介護支援専門員	6	13	14	9	8	8	7	8	9	4	3	3	68	78	97
	近隣・知人	0	0	1	2	1	0	0	0	0	0	2	0	2	7	2
	民生・児童委員	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	2	3	3	2	6
	本人	2	3	0	1	0	0	0	2	0	1	1	0	7	7	6
	家族・親族	3	1	0	0	5	1	1	0	3	0	0	0	8	9	6
	虐待者自身	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
	行政機関	3	4	2	4	0	0	4	2	3	0	1	2	21	11	11
	警察署	2	0	2	1	1	3	1	0	0	1	0	0	9	2	9
	その他	5	1	3	6	6	0	0	2	1	4	0	0	37	24	17

※ 同一案件の相談・通報が複数機関からあった場合、各々計上。

虐待判断結果状況

地域包括支援センター 相談内容		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
事実確認の結果	虐待あり	0	0	1	23	19	6	11	10	9	11	8	14	1	9	17
	虐待なし	0	0	2	7	5	2	10	2	3	8	7	16	3	5	7
	判断に至らず	0	0	0	5	2	0	1	1	2	2	4	4	4	0	1
	合 計	0	0	3	35	26	8	22	13	14	21	19	34	8	14	25

地域包括支援センター 相談内容		吉原西部			富士北部			富士南部			富士川			合計		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
事実確認の結果	虐待あり	10	11	16	9	7	8	3	6	6	4	4	4	72	74	81
	虐待なし	7	7	3	4	12	5	4	5	2	2	4	4	45	47	44
	判断に至らず	0	2	1	8	0	0	5	3	3	0	1	0	25	13	11
	合 計	17	20	20	21	19	13	12	14	11	6	9	8	142	134	136

・虐待の種別

種別	人数（重複あり）		
	R4	R5	R6
身体的	43	44	49
介護放棄	29	19	18
心理的	14	22	30
経済的	4	11	6
性的	0	0	0
合 計	90	96	103

・虐待者

虐待者	人数（重複あり）		
	R4	R5	R6
配偶者（夫）	11	13	20
息子	36	32	44
子の配偶（嫁）	3	3	4
娘	11	22	12
配偶者（妻）	5	6	5
孫	2	0	5
子の配偶（婿）	0	0	0
兄弟姉妹	3	1	1
その他	1	2	2
合 計	72	79	93

・被虐待者の性別

性別	実人数		
	R4	R5	R6
男性	12	13	10
女性	60	61	71
合 計	72	74	81

・分離対応

分離対応	実人数		
	R4	R5	R6
介護保険利用	10	10	9
緊急一時保護	1	0	2
一時入院	5	1	2
アパート入居	0	0	1
老人福祉法に基づく措置	0	0	0
その他	2	1	1
合 計	18	12	15

・分離の有無

分離の有無	実人数		
	R4	R5	R6
分離あり	18	12	15
分離なし	41	39	50
調整中	2	2	2
その他	11	21	14
合 計	72	74	81

(イ) 施設従事者による虐待への対応状況

		R4	R5	R6
通報・届出受理件数(1事業所につき1件)		17	12	16
通報・届出の時点で虐待ではないと判断した件数(事実確認未実施)		3	0	3
事実確認実施件数		14	12	13
事実確認の結果	虐待あり件数(事業所により複数件あり)	2	8	4
	不適切なケア件数(事業所により複数件あり)	3	9	2
	継続調査中	0	0	0

・虐待の種別(重複あり)

	R4	R5	R6
身体的	1	5	2
介護放棄	0	2	1
心理的	1	1	1
経済的	0	0	0
性的	0	0	0
合計	2	8	4

・虐待が認められた施設の種別

	R4	R5	R6
介護老人保健施設	0	0	0
通所介護事業所	0	1	0
短期入所	0	0	0
住宅型有料老人ホーム	0	1	1
介護付有料老人ホーム	0	0	1
特別養護老人ホーム	2	2	1
グループホーム	0	0	0
サービス付き 高齢者向け住宅	0	1	0
居宅介護支援事業所	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
訪問介護事業所	0	1	1
合計	2	6	4

・不適切なケアの種別(重複あり)

	R4	R5	R6
身体的	2	1	0
介護放棄	0	2	0
心理的	1	6	2
経済的	0	0	0
性的	0	0	0
合計	3	9	2

・不適切なケアが認められた施設の種別

	R4	R5	R6
介護老人保健施設	0	0	0
通所介護事業所	0	1	1
短期入所生活介護	1	0	0
住宅型有料老人ホーム	0	0	0
介護付有料老人ホーム	0	0	1
特別養護老人ホーム	2	2	0
養護老人ホーム	0	1	0
グループホーム	0	0	0
サービス付き 高齢者向け住宅	0	1	0
居宅介護支援事業所	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0
訪問介護事業所	0	0	0
合計	3	5	2

ア 高齢者虐待防止ネットワークの構築

「富士市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会」

※令和3年度まで、高齢者・障害者虐待防止ネットワーク運営委員会として、虐待の早期発見・早期対応及び防止についての会議を開催していたが、令和4年度からは成年後見制度利用促進計画の実施に伴い、会議名を高齢者・障害者権利擁護ネットワーク協議会として、富士市成年後見支援センターの対応実績や受任調整会議等の事例報告等についても協議を行うこととした。

第1回目・ 富士市成年後見制度利用促進計画について

- ・ 令和5年度成年後見制度利用促進事業報告及び令和6年度成年後見制度利用促進事業計画
- ・ 令和5年度富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業報告及び令和6年度富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業計画
- ・ 令和5年度高齢者・障害者虐待対応実績

第2回目・ 令和6年度上半期成年後見利用促進事業報告

- ・ 令和6年度上半期富士市高齢者・障害者虐待防止に関する事業報告及び令和6年度上半期高齢者・障害者虐待対応実績
- ・ グループワーク（虐待対応の仕組みと事例）

イ 高齢者虐待防止普及啓発

講演会 市民向け高齢者虐待防止講演会

「演劇で観る認知症の世界」

講師 四方 咲子 氏（舞台俳優兼看護師）

宮崎 肇 氏（舞台クリエイター兼介護職）

萌生 氏（俳優）

開催日時 令和6年9月20日（木） 13：30～15：00

参加者数 120名

研修会 施設従事者向け高齢者虐待防止研修会

「高齢者支援における権利擁護の視点と対人援助職として必要な知識と技術について考える」

講師 オフィスアイル 代表 長藤 成真 氏

開催日時 令和7年2月5日（水） 18：30～20：30

参加者数 63名

② 成年後見制度推進

相談者

地域包括支援センター 相談者		高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡			吉原西部		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
相談数		38	90	109	19	19	34	16	6	17	7	17	8	1	5	3	4	3	14
相談者（重複あり）	本人	11	26	16	8	12	14	3	3	4	6	4	4	0	2	2	1	2	7
	親族	20	32	43	11	9	20	4	0	4	3	6	3	1	0	1	3	1	5
	介護支援専門員	0	1	3	6	3	1	3	3	8	3	10	1	1	1	0	0	0	0
	介護保険事業所	8	6	9	0	2	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	民生児童委員	0	0	1	0	3	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0
	知人・隣人	1	2	6	1	1	1	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1
	高齢者窓口職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	行政機関	2	5	8	4	0	2	8	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	医療機関	1	6	9	0	1	6	1	0	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0
	警察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	関係委員	9	15	20	0	1	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	52	93	115	30	32	47	20	14	18	16	22	10	2	5	3	4	3	14

地域包括支援センター 相談者		富士北部			富士南部			富士川			成年後見支援センター			合計		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
相談数		21	37	15	19	15	19	1	5	5	308	283	273	434	480	497
相談者（重複あり）	本人	25	12	4	3	3	6	0	1	1	27	26	30	84	91	88
	親族	6	16	6	2	4	7	0	2	3	177	144	169	227	214	261
	介護支援専門員	7	9	1	4	2	2	1	0	0	33	26	28	58	55	44
	介護保険事業所	4	1	0	1	3	0	0	0	0	10	7	4	23	21	15
	民生児童委員	0	4	1	0	0	0	0	1	1	3	3	3	3	14	7
	知人・隣人	1	3	0	0	0	1	0	0	0	8	10	6	12	19	17
	高齢者窓口職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	3	7	5	3
	行政機関	6	13	3	13	3	3	0	0	0	18	21	20	52	42	38
	医療機関	3	3	0	0	0	0	0	1	0	14	17	19	22	29	35
	警察	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	関係委員	1	3	0	0	0	0	0	0	0	99	85	56	109	107	76
	合計	54	65	15	23	15	19	1	5	5	395	344	338	597	598	584

※ 同一案件の相談・通報が複数機関からあった場合、各々計上。

相談内容

地域包括支援 センター 相談内容	高齢者			東部			吉原中部			北部			鷹岡			吉原西部		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
成年後見制度	37	46	80	17	8	14	7	2	6	6	5	4	1	1	1	2	3	6
日常生活自立 支援事業	0	8	4	2	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
消費者被害に よる相談	0	2	0	3	5	5	7	4	3	2	3	0	1	2	0	0	0	0
債務に関する 相談	5	16	9	4	6	7	2	1	1	0	1	0	0	2	0	2	0	1
財産管理・ 生活全般相談	8	12	20	4	5	12	3	0	6	0	5	1	0	0	1	0	0	4
申し立て書類 作成支援	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	52	85	113	30	24	38	21	7	16	8	16	5	2	5	2	4	3	11

地域包括支援 センター 相談内容	富士北部			富士南部			富士川			成年後見支援センター			合計		
	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
成年後見制度	16	11	2	14	8	9	0	2	4	279	195	215	379	281	341
日常生活自立 支援事業	1	2	1	5	0	0	0	1	0	104	95	87	113	108	92
消費者被害に よる相談	4	6	2	3	2	2	1	1	0	7	4	2	28	29	14
債務に関する 相談	9	11	1	0	5	1	0	1	0	5	17	12	27	60	32
財産管理・ 生活全般相談	9	13	5	1	3	5	0	0	0	37	101	108	62	139	162
申し立て書類 作成支援	2	3	1	0	1	0	0	0	0	2	2	5	7	7	6
合 計	41	46	12	23	19	17	1	5	4	434	414	429	616	624	647

※ 一つの相談で相談内容が複数あった場合、各々計上しているため、相談数と相談内容数は一致しない。

ア 成年後見制度普及啓発

開 催 日 令和6年11月9日（土） 9：30～

会 場 富士市消防防災庁舎7階 大会議室

内 容 「市民向け成年後見制度の普及啓発」

講演「認知症で老後の生活が危ない！終活で守る安心の未来」～あなたとあなたの大切な人のために～

講 師 司法書士事務所 Link 司法書士 山本 真吾 氏

参 加 者 55名

イ 市民後見推進事業

市民後見人候補者継続研修

令和6年7月12日（金）市民後見人 活動報告「死後事務について」
情報交換座談会

令和6年10月10日（木）「消費者被害の実状と事例検討」

講師 富士市役所市民安全課

令和7年2月3日（月）「代理権・同意権・取消権について」

講師 杉山法律事務所 弁護士 杉山 隼 氏

3 介護支援事業

(1) 介護サービス適正化事業

① 介護給付適正化セミナー

介護支援専門員を対象に適切なケアマネジメントの推進を図る。

「変化する社会に対する、ケアマネジメントを考える ～令和6年度介護報酬改定も踏まえて～」

開催日 令和6年10月19日（土）

参加人数 65人

② ケアプラン点検

ケアプラン点検により、必要な指導・助言を行うことで、ケアマネジメントの質の向上、給付の適正化を図り、市民に寄与することを目的とする。

ケアプラン点検：面談による実施 21件

③ 地域密着型サービス事業者等指導監督

制度管理の適正化とよりよいケアの実現を目的として、市指定事業所又は市登録事業所に対して指導監督を行う。

○集団指導

令和6年度は、介護保険全サービス共通事項の動画に加え、次に掲げるサービス区分ごとに動画を作成し配信した。

サービス区分	対象事業所数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1
地域密着型通所介護	36
認知症対応型通所介護	10
小規模多機能型居宅介護	19
看護小規模多機能型居宅介護	6
認知症対応型共同生活介護	31
地域密着型特定施設入居者生活介護	2
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	9
居宅介護支援	64
介護予防支援	9

○運営指導 58事業所

(2) 家族介護者支援事業

① 生活支援型ショートステイ事業

基本的な生活又は日常生活を送ることが困難な高齢者等に対し、施設等に短期間入所することを通して生活指導及び支援を行うことにより、生活機能の低下を予防する。

入所期間 原則として4日以内とする。

利用料負担 1日490円（食費・滞在費別）送迎 片道あたり190円

実績 令和6年度 0名

(3) その他事業

① 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス相談員が、介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する人の意見を聞き、それを事業者に伝えることにより利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、介護サービスの質的向上を図る。

派遣先事業所	特別養護老人ホーム	3事業所	
	小規模特別養護老人ホーム	2事業所	
	介護老人保健施設	1事業所	
	認知症高齢者グループホーム	11事業所	
	（うち小規模多機能型居宅介護併設事業所 2事業所）		
	特定施設入居者生活介護	3事業所	
	住宅型有料老人ホーム	4事業所	
	サービス付き高齢者住宅	2事業所	計26事業所
派遣回数	月1～2回 延べ340回	介護サービス相談員派遣数	延べ679人

② 福祉用具・住宅改修支援事業

○住宅改修理由書作成手数料

住宅改修理由書を作成した介護支援専門員等に作成手数料を支払い、適切な住宅改修の推進を図る。手数料支払件数 7件

○福祉用具と住宅改修の適正利用検証

福祉用具貸与・購入・住宅改修の利用者にリハビリ専門職と訪問調査を行い、利用者の身体状況に対して適切だったかを検証する。 訪問調査件数 2件

③ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるが親族等による申立ができない場合に、親族等に代わって市長が審判請求を行う。

また、成年被後見人等が後見人等の報酬を負担できない場合に、報酬費用を助成する。

実績 市長申立 15件
報酬助成 38件

4 成年後見支援センター運営協議会

富士市成年後見支援センターにおける事業の企画及び市民後見人の養成・活動の支援など、運営に関し必要な事項について協議することを目的として成年後見支援センター運営協議会を設置。

(1) 構成員数 6人 協議会2回開催

(内訳)

- ・ 静岡県弁護士会の代表者
- ・ 静岡県司法書士会の代表者
- ・ 静岡県社会福祉士会の代表者
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会の代表者
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会の代表者
- ・ 富士市障害者自立支援協議会の代表者

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 令和5年度事業報告及び令和6年度事業計画について
- ・ 富士市社会福祉協議会による法人後見活動の状況について
- ・ 市民後見人の養成について

第2回目

- ・ 令和6年度事業報告（1月末現在）・令和7年度事業計画(案)について
- ・ 法人後見・市民後見人(監督人)受任一覧について
- ・ 富士市報酬助成制度における付加報酬分の助成について

5 地域包括支援センター運営協議会

地域包括支援センターの公正・中立性の確保及び円滑かつ適切な運営を図ることを目的として地域包括支援センター運営協議会を設置。

(1) 構成員数 10人 協議会3回開催

(内訳)

- ・ 介護保険の被保険者
- ・ 介護サービス又は介護予防サービスの利用者
- ・ 介護サービス又は介護予防サービスに関する事業者の代表者
- ・ 職能団体等の代表者
- ・ 地域包括ケアに関し知識経験を有する人
- ・ その他市長が必要と認める人

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 令和5年度富士市地域包括支援センター事業報告及び令和6年度事業計画について
- ・ 令和6年度地域包括支援センター運営協議会開催計画について

第2回目

- ・ 地域包括支援センターの事業評価について
- ・ 地域包括支援センターの体制整備等について
- ・ 富士市地域包括支援センター圏域比較

第3回目

- ・ 地域包括支援センターの事業評価について
- ・ ふじパワフル85計画Ⅶに基づく令和6年度地域包括支援センター目標の進捗状況について

6 富士市在宅医療と介護の連携体制推進会議

市民が住み慣れた地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう、多職種協働による在宅医療・介護の支援体制を構築し、地域における包括的かつ切れ目のない継続的な在宅医療・介護を提供するため平成27年度に富士市在宅医療と介護の連携体制推進会議を設置。

(1) 構成員数 12人 会議2回開催

(内訳) 以下の団体から推薦された者

- ・ 一般社団法人 富士市医師会
- ・ 一般社団法人 富士市歯科医師会
- ・ 一般社団法人 富士市薬剤師会
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市介護支援専門員連絡協議会
- ・ 富士圏域訪問看護連絡会
- ・ 富土地域リハビリテーション広域支援センター
- ・ 富士市地域包括支援センター
- ・ 富士市立中央病院
- ・ 共立蒲原総合病院

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 令和5年度の事業報告と令和6年度事業計画
- ・ 第9次静岡県保健医療計画の（在宅医療）に係る在宅医療圏等について
- ・ 富士市国民健康保険第3期データヘルス計画について
- ・ 「日常の療養支援」「入退院支援」「急変時の対応」「看取り」4つの場面の取組について
- ・ 富士市国民健康保険第3期データヘルス計画について
- ・ 市民向け啓発について

第2回目

- ・ 多職種向け研修会報告、市民向け講演会について
- ・ エンディングノートについて
- ・ 地域包括支援センターと病院（9か所）関係者間の連携について
- ・ 第9次静岡県保健医療計画を踏まえた今後の本会議の進め方について

(3) 医療・介護関係者の研修

多職種向け研修会

「明日のあなたの連携が地域の未来を変える～病院・在宅や医療・介護の垣根を越えて～」

内容 地域包括ケアにおける多職種連携の重要性、多職種連携の先にある地域、連携を基盤としたネットワークづくり等の内容

（講義・グループワーク）

講師 公益財団法人伊豆保健医療センター

未来プロジェクト室 室長

清水 啓介 医師（講演・グループワーク）

開催日 令和6年12月21日（土）

合計参加人数 76人

(4) 地域住民への普及啓発

市民向け講演会 「信友直子監督とお父さん 人生会議やってみた」

講師 ドキュメンタリー映画監督

信友 直子 氏

開催日 令和7年3月15日（土）

合計参加人数 250人

(5) 在宅医療・介護連携支援相談窓口

多職種連携のため、在宅医療・介護連携コーディネーターが医療・介護専門職からの相談を受ける。

相談件数 令和2年度 129件（延べ129件）

令和3年度 222件（延べ222件）

令和4年度 245件（延べ245件）

令和5年度 238件（延べ254件）

令和6年度 134件（延べ134件）

※設置場所：令和5年度まで富士市立中央病院に設置。令和6年度から市役所高齢者支援課に変更。

7 認知症施策推進検討会

認知症施策の推進のために多様な意見を聴取するとともに、関係者及び関係機関との連携強化を図り、認知症の人が尊厳を保ち家族とともに安心して暮らすことのできる地域づくりを進めることを目的として、富士市認知症施策推進検討会を設置。

(1) 構成員数 15 人 検討会 2 回開催

(内訳) 以下の団体から推薦された者

- ・ 一般社団法人 富士市医師会
- ・ 一般社団法人 富士市歯科医師会
- ・ 一般社団法人 富士市薬剤師会
- ・ 鷹岡病院認知症疾患医療センター
- ・ 認知症初期集中支援チーム
- ・ 富士市介護保険事業者連絡協議会
- ・ 富士市介護支援専門員連絡協議会
- ・ 富士市民生委員児童委員協議会
- ・ 公益社団法人 認知症の人と家族の会 静岡県支部 「すぎなの会」
- ・ 富士市成年後見支援センター
- ・ 富士市地域包括支援センター
- ・ 共立蒲原総合病院（認知症看護認定看護師）

(2) 協議事項

第1回目

- ・ 認知症初期集中支援チームについて
- ・ 令和5年度事業報告と令和6年度事業計画について
- ・ 認知症カフェについて
- ・ 意見交換

第2回目

- ・ 第1回認知症施策推進検討会にてあげられた課題と取り組み状況
- ・ 認知症初期集中支援チームの活動について
- ・ 認知症基本法・基本計画策定について
- ・ 認知症早期受診の推進について
- ・ 意見交換

生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、介護保険では賄うことのできないちょっとした困りごとなどの多様な日常生活のニーズに対応するため、高齢者のニーズと地域資源のマッチング、新たな資源の創出等に取り組む生活支援コーディネーターを配置し、住民主体の話し合いの場（協議体）を設置する。

(1) 生活支援コーディネーター

- ① 第1層コーディネーター（平成29年4月配置） 富士市社会福祉協議会に配置
- 第2層コーディネーター（平成29年4月配置） 地域包括支援センター受託の法人に配置

② コーディネーター連絡会2回開催

協議事項

第1回目

- ・ 第2層生活支援コーディネーターの活動について
- ・ 生活支援コーディネーター情報共有

第2回目

- ・ 第2層生活支援コーディネーターの活動について
- ・ 生活支援コーディネーター情報共有

(2) 住民主体の話し合いの場（協議体）

- ① 第1層住民主体の話し合いの場（協議体）（平成29年4月設置）
（内容に応じて出席者を選定）

第1層住民主体の話し合いの場（協議体）会議1回開催

開催日 令和7年3月11日（火）

出席者 福祉総務課、まちづくり課、都市計画課、廃棄物対策課、

新環境クリーンセンター、社会福祉協議会、第1層・2層生活支援コーディネーター

協議事項

- ・ 生活支援体制整備事業について
 - ・ 富士市で始まっている支え合い活動の報告
 - ・ ごみ出し支援について
 - ・ 移動支援について
 - ・ グループワーク
- ② 第2層住民主体の話し合いの場（協議体）の設置（順次小圏域に設置予定）
- ・ 地域の様々な活動が小学校単位で行われていることから、小学校区を基本とする市内26の小圏域単位で設置していく。
- ③ 第2層住民主体の話し合い（協議体）の開催

(3) 生活支援体制整備事業普及啓発

富士市生活支援体制整備事業専門職研修会

開催日：令和7年3月6日（木） 参加人数 57人

講師：全国コミュニティライフサポートセンター 理事長 池田昌弘 氏